

次期平塚市総合計画の策定趣旨

1 総合計画を取り巻く状況

平成 23 年（2011 年）5 月 2 日に公布された地方自治法の一部改正により、市町村基本構想の策定及び議決の義務付けが廃止されました。本市では、平塚市自治基本条例第 19 条に総合計画の策定を規定しています。

平塚市自治基本条例

（総合計画等）

第 19 条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

2 平塚市を取り巻く状況

昨年 12 月、国は人口問題に対する基本認識を示した「長期ビジョン」と、人口減少と地域経済縮小の克服等に対する基本的な考え方を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。これらに基づき、地方自治体は「人口ビジョン」及び「地方版総合戦略（以下、総合戦略）」の平成 27 年度中の策定が求められています。

本市を取り巻く状況としては、平成 22 年をピークに人口減少時代が到来しており、その後 30 年間の総人口変化率の推計値は 13.8%減となっています。（出典：日本創成会議）

また、本市の産業をみると中心的な位置を占める製造業は現総合計画（以下、現計画）開始年の平成 19 年から比較すると、平成 25 年では事業所数、従業者数とも約 20%減となっています。（出典：国の工業統計調査）

財政状況では、これまで行政改革の取組みにより財政運営の改善に努めてきましたが、今後も引き続き、厳しい財政状況が予測されます。

このような状況の中、魅力あるまちづくりを構築していくためには、より効果的、効率的に施策を推進していく必要があり、「選択と集中」の考え方を基本とし、戦略的な施策展開を図ることが求められます。

3 「次期計画」と「総合戦略」の目的の整合

今後、本市では戦略的な施策展開を図ることが求められ、また国から平成 27 年度中の策定が求められている総合戦略では、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、これらに関する施策を位置づけることとされています。「総合戦略」の狙いは、本市が抱えている課題対応の主要部分にあたるものと考えられることから、次期計画に総合戦略を包含し、平成 27 年度中に一体的に策定していきます。（総合戦略の概略については別紙参照。）

4 次期総合計画の策定へ向けて

(1) 計画の役割

現計画の役割と同じく、以下の3つとします。

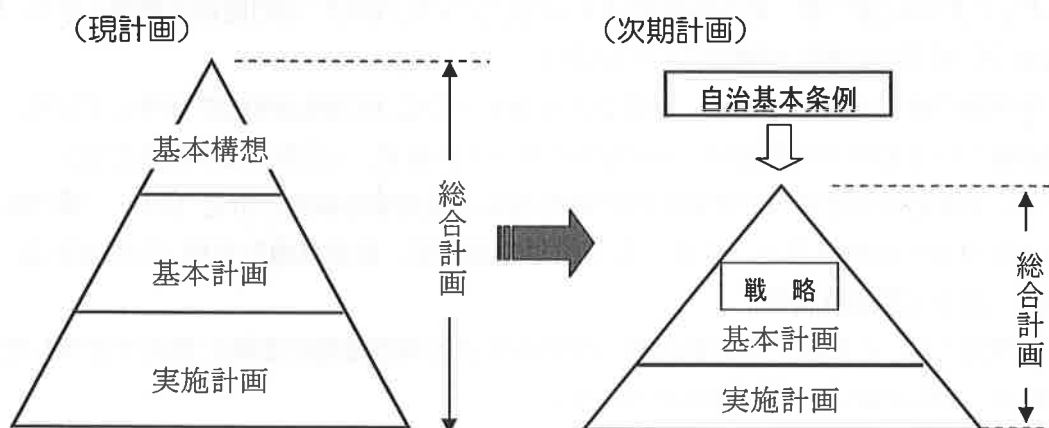
ア) 市政運営の基本となる指針を示した最上位の計画

イ) 市民（事業者、自治会、NPO法人、市民活動団体などを含む。）と市が共通の理念のもとにまちづくりを進めていくための指針となる計画

ウ) 国、県、近隣市町村などに本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画

(2) 構成

現計画は『基本構想』－『基本計画』－『実施計画』の3層で構成していますが、次期総合計画（以下、次期計画）では基本構想の策定義務が無くなったことと、平塚市自治基本条例第8条において、まちづくりの指針が5項目位置づけられており、これが基本構想における政策分野と考えられることから『基本計画』－『実施計画』の2層で構成します。



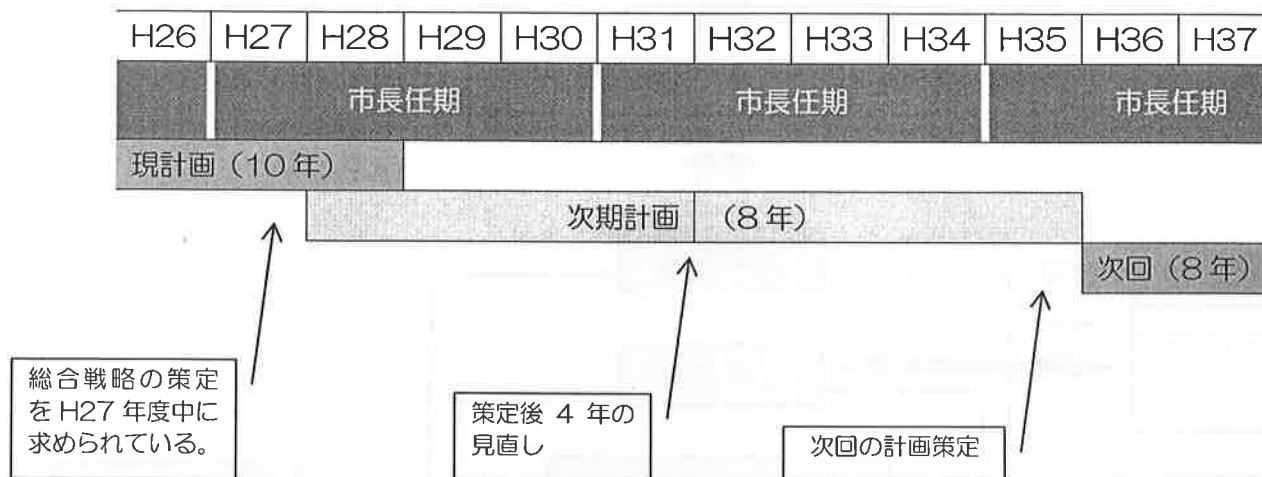
平塚市自治基本条例（まちづくりの指針）

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

(3) 計画期間

現計画の基本構想、基本計画の計画期間は、平成 19～28 年度の 10 年となっていますが、次期計画の基本計画は市長任期との整合を図り、また総合戦略と一体的に策定することから現計画を 1 年間前倒して平成 28～35 年度の 8 年を想定しています。なお、策定後 4 年で見直すものとして。

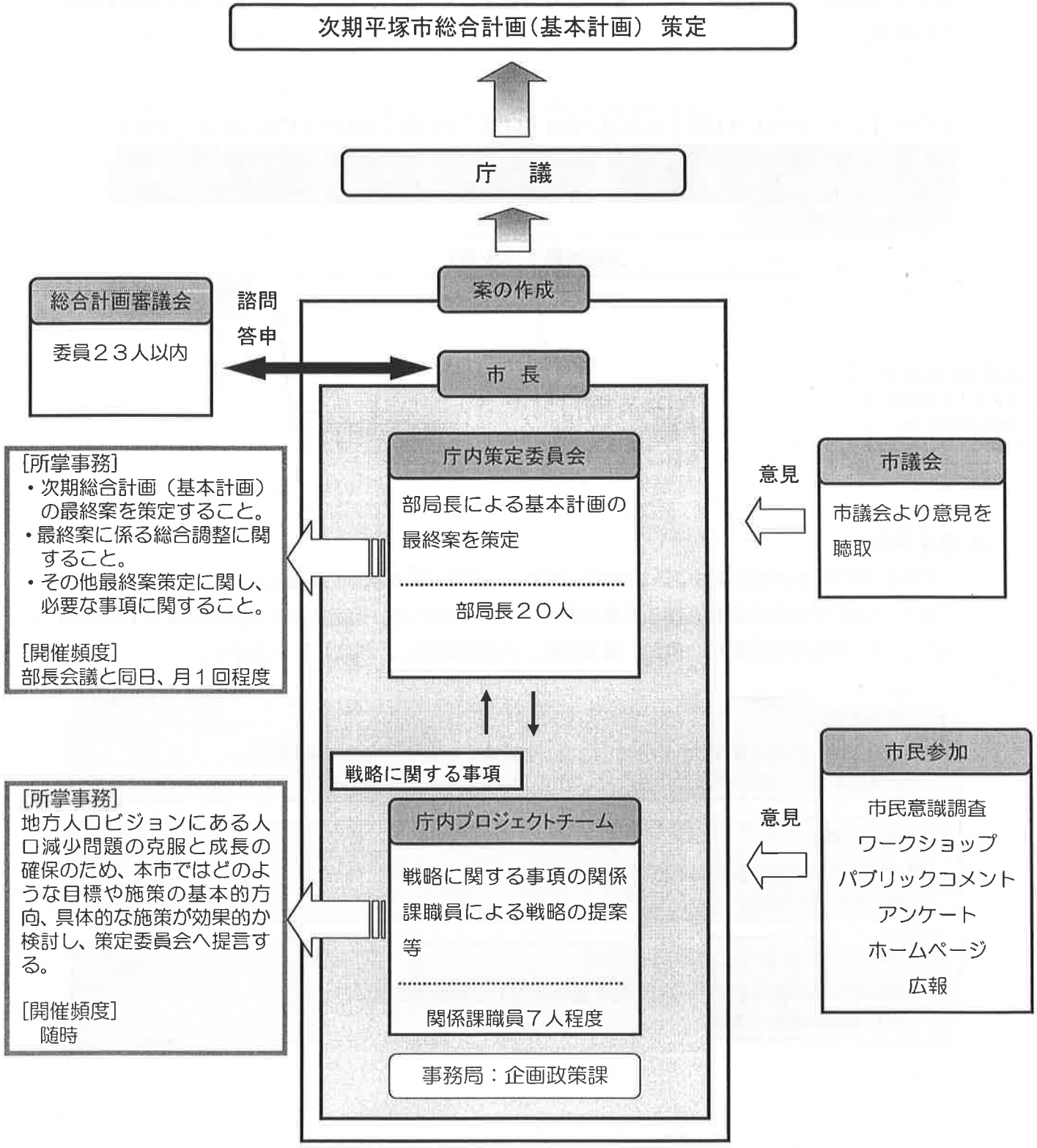


(4) 策定体制

次期計画の基本計画を平成 27 年度中に策定し、平成 28 年度から推進していくことから、策定にあたり意思決定の迅速化を図る必要があります。そのため、策定体制を現計画時よりもスリム化し、3つの機関を設置し、市民、関係団体、行政が連携し、策定していきます。


<p>総合計画審議会</p> <p>市長の諮問に応じて次期総合計画の基本計画の審議を行い、市長に答申する。 【学識経験者、市議会議員、関係団体、市民で構成】</p>
<p>庁内策定委員会</p> <p>次期総合計画の基本計画の最終案を策定する。 【庁内部局長で構成】</p>
<p>庁内プロジェクトチーム</p> <p>次期総合計画の基本計画の戦略に関する事項を策定委員会に提案等する。 【庁内関係課職員で構成】</p>

次期平塚市総合計画（基本計画）の策定体制図



5 策定スケジュール

策定委員会及び総合計画審議会の開催については、次のとおり予定しています。

策定委員会			審 議 会		
開催日	議 題		開催日	議 題	
第1回	5月29日(金) ・策定の趣旨 (考え方、体制、スケジュール)				
第2回	6月26日(金) ・踏まえるべき事項の整理 (市長公約関連、現計画振り返り、将来人口推計等)				
第3回	7月27日(月) ・施策の整理				
			第1回	8月6日(木) ・策定の趣旨 ・施策の整理	
第4回	8月28日(金) ・重点施策の設定				
第5回	9月25日(金) ・一次素案たたき台の策定				
			第2回	10月上旬 ・一次素案の策定	
パブリックコメント(11/6から約1ヶ月)					
第6回	11月27日(金) ・庁内の意見集約				
第7回	12月中旬 ・素案の策定				
			第3回	12月下旬 ・素案の諮問	
			第4回	1月中旬 ・素案の答申	
第8回	1月下旬 ・案の策定				
2月 庁議					

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

＜地方公共団体の戦略策定と国の支援＞

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIターン助成金、創業支援、販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:

- プレミアム付商品券
- 低所得者等向け灯油等購入助成
- ふるさと名物商品・旅行券 等

27年度

総合戦略に基づく取組

- 国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

- 企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

28年度以降

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

※PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

◆人口減少の歯止め

・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質

GDP
成長率1.5~2%程度維持

(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年69.5%)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
- ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

- 農林水産業の成長産業化
6次産業市場10兆円・就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円)・雇業者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社
支援:雇業者数8万人創出
- 地方移住の推進
年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化
拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増
- 地方大学等活性化:自県大学進学割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定:若者就業率78%(2013年75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進:協定締結等圏域数140圏域(2014年4月時点79圏域)
- 既存ストックのマネジメント強化
:中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
 - ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
 - ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
 - ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
 - ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
 - ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
 - ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
 - ・若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現
- ① 地方移住の推進
 - ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
 - ・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
 - ・「日本版CCRC」の検討、普及
 - ② 地方拠点強化、地方採用・就労拡大
 - ・企業の地方拠点強化等
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
 - ③ 地方大学等創生5か年戦略
- ① 若者雇用対策の推進、正社員実現加速
 - ② 結婚・出産・子育て支援
 - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
 - ③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)
 - ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
 - ② 地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
 - ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
 - ・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進
 - ③ 大都市圏における安心な暮らしの確保
 - ・大都市圏における医療・介護問題への対応
 - ④ 既存ストックのマネジメント強化